

防災課

議案第92号

港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興の ための基金条例の一部改正について

1 改正の趣旨

区は、新型コロナウイルス感染症に対し、区民の生命と健康を守る取組として感染拡大防止のためのPCR検査体制の強化や専用車両による患者搬送、マスク等の衛生用品の確保等を、区民の暮らしや中小企業の事業継続を支える取組として高齢者向け買い物支援やひとり親家庭向けの夕食の提供、中小事業者向け特別融資あっせん等の緊急対策を実施してきました。今後も区は、効果的な感染拡大防止策とともに、区民や事業者に寄り添った支援を継続して実施していく必要があります。

また、この間の新型コロナ感染症対策に要した経費は、約416億円（令和2年10月8日現在）であり、財政調整基金の活用等によりその財源を確保してきました。今後、感染拡大が更に進んだ場合には、様々な対策を的確に実施するために、大規模かつ緊急的な財政措置が必要となります。

これらのことから、港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（以下「震災復興基金」といいます。）について、これまでの基金設置の考え方を踏襲しつつ、活用対象を見直し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める新型インフルエンザ等が発生し、区民生活や区内中小企業の事業活動に甚大な影響が及んだ場合についても、感染拡大の防止、区民生活及び産業の安定のために活用することとします。

2 改正内容

(1) 題名

基金の活用対象の見直しに伴い、基金名称を「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金」に改めます。

これに伴い、条例の題名は「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例」から「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金条例」に改めます。

(2) 設置（第1条）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める新型インフルエンザ等が発生し、区民生活や区内中小企業の事業活動に甚大な影響が及んだ場合に、感染拡大の防止、区民生活及び産業の安定のために活用できるよう「震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興に要する経費の財源に充てるため、港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（以下「基金」という。）を設置する。」から「震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）に定める新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定に要する経費の財源に充てるため、港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金（以下「基金」という。）を設置する。」に改めます。

(3) 付則（第2項）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の効力が失われた後も条例の規定が適用できるよう「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の規定により同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなされ、同法及び同法に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用することとされたものについては、同項の政令で定める日を経過した後においても、当分の間、第一条に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この条例の規定を適用する。」を加えます。

3 施行期日

公布の日